

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
51	温泉法（昭和23年法律第125号）第17条第1項	温泉利用の許可を受けた者の相続による地位の承継の承認	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 被相続人の死亡後 60 日以内の相続人による申請であること。
- (2) 前記(1)の相続人が、法第 15 条第 2 項に該当しないこと。
- (3) 法施行規則第 9 条第 1 項に規定される内容を記載した申請書及び同規則第 9 条第 2 項に規定される書類の提出があること。
- (4) 申請は、盛岡市温泉法施行細則第 4 条に規定される申請書により行い、法第 15 条第 1 項に係る許可書を添付すること。

2 標準処理期間は、10 日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。